第二十五号様式を次のように改める。

第二十五号様式（検査記録事項等証明書）（第四条関係）

交付年月日　年　月　日

検査記録事項等証明書

運輸監理部長又は運輸支局長

番号	車両番号	型式	原動機の型式	所有者の氏名又は名称	所有者の住所	使用の本拠の位置	燃料の種類	乗車定員	最大積載量	車体の形状
	車名及び車台番号		初度検査年月 / 交付年月日 / 有効期間の満了日	使用者の氏名又は名称	使用者の住所		経済産業大臣又は指定機関			
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
16										
17										
18										
19										
20										
21										
22										
23										
24										
25										
26										
27										
28										
29										
30										

短辺

長辺

（日本工業規格A列3番）

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十四年一月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令による改正前の自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令（以下「旧省令」という。）第二号様式及び軽第二号様式による申請書は、この省令による改正後の自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令（以下「新省令」という。）第二号様式及び軽第二号様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

3　旧省令第十九号様式による検査標章は、新省令第十九号様式にかかわらず、平成二十六年十二月三十一日までは、なおこれを使用することができる。